

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者及びその家族が住宅設備をその障害者に適するように改造する経費を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 この事業の助成対象経費は、既存住宅であって次の各号に掲げるものとし、各工事等に係る経費の限度額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 浴室、便所、玄関、台所、廊下その他住宅設備を障害者に適するように改造する工事に係る経費 80万円
- (2) 天井走行式移動リフトの設置に係る経費 100万円
- (3) 環境制御装置の設置に係る経費 60万円

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、本市に住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。）をしている者で次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号の対象者は、次に掲げる者で住宅設備を改造する必要がある者とする。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する者（以下「身体障害者」という。）でその障害の程度が1級又は2級のもの
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「相談所等」という。）において知能指数が35以下と判定された者
 - ウ 障害の程度が3級の身体障害者で相談所等において知能指数が50以下と判定された者
- (2) 前条第2号の対象者は、身体障害者でその障害の区分及び等級が下肢又は体幹機能障害2級以上で移動が困難である者（18歳以上65歳未満の者に限る。）のうち、市長が天井走行式移動リフトを設置する必要があると認めた者とする。
- (3) 前条第3号の対象者は、身体障害者でその障害の区分及び等級が四肢機能障害2級以上の者（18歳以上の者に限る。）のうち、市長が環境制御装置を設置する必要があると認めた者とする。

(助成額等)

第4条 この事業の助成額は、対象改造工事費又は第2条各号に定める限度額（以下「助成限度額」という。）のいずれか少ない額から自己負担額及び伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成18年伊勢原市告示第158号）第22条により支給される日常生活用具給付費又は介護保険法（平成9年法律第123号）第45条により支給される居宅介護住宅改修費を差し引いた額とする。

2 前項の自己負担額は、対象改造工事費が助成限度額を超える場合は助成限度額に、改造工事費が助成限度額内の場合は当該改造工事費に別表の左欄に掲げる世帯階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて算出するものとする。

(申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業申請書（第1号様式）及び伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業計画書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事図面
- (3) 見積書
- (4) 現状写真
- (5) 家主の承諾書を証する書類（借家等の場合）

(決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し必要に応じて現地調査等を行い、その助成を決定したときは、伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の回数)

第7条 この要綱による助成は、障害者の属する世帯につき第2条各号に掲げる各工事等それぞれ1回とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事業の中止及び決定事項の変更)

第8条 助成の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その事業の中止又は決定された事項の変更をしようとするときは、伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業変更等申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その事業の中止又は決定された事項の変更を承認するときは、伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業変更等決定通知書（第5号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(完成報告)

第9条 助成事業者は、当該住宅の改造工事が完成した場合は、伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業完成届（第6号様式。以下「完成届」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 改造工事請負金額を支払済みの場合は、業者からの領収書の写し
- (3) 改造工事請負金額を未払の場合は、業者からの請求書の写し

(助成金の交付)

第10条 助成事業者は、前条の完成届等を提出した後、当該事業に係る助成金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に対して、前条の完成届等により助成することが適当と認められる場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し等)

第11条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成事業の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 当該助成事業が完了する見込みがないとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、助成決定内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示する内容に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成事業の交付決定を取り消した場合は、助成金の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第6条の規定により助成の決定をしたものに対する改正後の第2条第1号及び第2号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月20日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第3条第1項、第3号様式及び第5号様式の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第4条第2項及び別表の規定は、平成27年7月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月1日 告示第20号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成30年1月5日 告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

世帯階層区分		自己負担率
a	生活保護受給世帯	0
b	市町村民税非課税世帯	0
c	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満であるものに限る。）	1 / 3
d	上記以外	全額自己負担

備考1 この表において「世帯」とは、助成対象者と生計を一にする消費経済上の一単位をいうのであって、住居を一にしていない場合であっても、同一世帯と認定することが適当であるときは同様とする。ただし、当該世帯に助成対象者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除くものとする。

2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められた全ての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者（地方税法第323条により市町村民税が免除されている者を含む。）である世帯をいう。

第 1 号様式（第 5 条関係）

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所 伊勢原市 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、
申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事図面
- 3 見積書
- 4 現状写真
- 5 家主の承諾を証する書類
(借家等の場合)

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第6条の規定により、
次のとおり通知します。

交付番号	第 号
交付年月日	年 月 日
改造位置	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他（ ）
改造内容	<input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 手すり取付 <input type="checkbox"/> 扉の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事請負業者名	
工事請負業者住所	
費用総額	円
自己負担額	円
公費負担額	円
備考	

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業変更等申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住所 伊勢原市 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第8条の規定により、
変更等の申請をします。

変更等の区分	<input type="checkbox"/> 事業内容の変更 <input type="checkbox"/> 事業の中止
変更前の内容	
変更後の内容	
変更等の理由	

* 事業の中止の場合は、変更前の内容欄及び変更後の内容欄の記入は不要。

第5号様式（第8条関係）

伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業変更等決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市重度障害者住宅設備改良費助成事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

変更等の区分	<input type="checkbox"/> 事業内容の変更	<input type="checkbox"/> 事業の中止					
変更部分にかかる 当初決定の内容	<input type="checkbox"/> 改造位置	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	<input type="checkbox"/> 改造内容	<input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 手すり取付 <input type="checkbox"/> 扉の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	<input type="checkbox"/> 工事請負業者名	（ ）					
	<input type="checkbox"/> 工事請負業者住所	（ ）					
	<input type="checkbox"/> 費用負担	<table border="1"> <tr> <td>費用総額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>公費負担額</td> <td>円</td> </tr> </table>	費用総額	円	自己負担額	円	公費負担額
費用総額	円						
自己負担額	円						
公費負担額	円						
	<input type="checkbox"/> その他（ ）						
変更部分にかかる 変更決定の内容	<input type="checkbox"/> 改造位置	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	<input type="checkbox"/> 改造内容	<input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 手すり取付 <input type="checkbox"/> 扉の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	<input type="checkbox"/> 工事請負業者名	（ ）					
	<input type="checkbox"/> 工事請負業者住所	（ ）					
	<input type="checkbox"/> 費用負担	<table border="1"> <tr> <td>費用総額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>自己負担額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>公費負担額</td> <td>円</td> </tr> </table>	費用総額	円	自己負担額	円	公費負担額
費用総額	円						
自己負担額	円						
公費負担額	円						
	<input type="checkbox"/> その他（ ）						

審査請求及び取消訴訟

この処分に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において伊勢原市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

